

論文式試験問題集  
[刑事訴訟法]

## 【刑事訴訟法】

### 【事例】

甲は、a「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成29年6月9日ころから同年6月23日までの間、A県E市F町内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を吸引し又は自己の身体に注射若しくは服用し、もって覚せい剤を使用したものである。」との公訴事実でA地方裁判所に起訴された。このような記載となっているのは、強制採尿の結果、甲の尿から覚せい剤の成分が検出され、甲による覚せい剤の使用は明らかであるものの、弁護人からのアドバイス等もあり、取調べ中甲が黙秘を続けていた上、甲の自己使用を目撃した者もおらず、自己使用の具体的な日時、場所、方法等は明らかにならなかったためである。

この公判において、A地方検察庁検察官Sは、甲の尿鑑定の結果を記載した鑑定書（以下「本件鑑定書」という。）を証拠として取調べ請求するつもりであった。ところが、本件鑑定書について、甲の弁護人が甲の採尿手続は違法であり、本件鑑定書は違法収集証拠に当たる旨の主張をしたため、事件は公判前整理手続に付された。なお、本事件は裁判員裁判対象事件ではない。

公判前整理手続において、本件の争点は、(1)甲が公訴事実記載の日時ころ覚せい剤を使用したか、(2)採尿手続が違法であり、本件鑑定書は違法収集証拠に当たるか、の2点と整理され、本件鑑定書の証拠調べ請求と捜査にかかわった司法警察員Kらの証人尋問請求が行われた。なお、その手続の中で、Sは、本件公訴事実につき、本件鑑定書の結果に対応する1回の覚せい剤使用行為を起訴する趣旨であると述べていた。

その後、同年7月6日に第1回公判期日が行われ、その日は冒頭手続とKら司法警察員の証人尋問で終了した。ところが、同月13日の第2回公判期日までの間に、以下の事実が生じた。同月6日に覚せい剤自己使用の被疑事実につき乙が逮捕、勾留されたところ、乙は、取調べにおいて、同年6月22日、A県G市H町にある乙方の居間で、友人の甲と共にガラス瓶内の覚せい剤を炙って吸引する方法で覚せい剤自己使用を行った旨を供述した。また、乙が任意提出した尿の鑑定結果によると、乙は同年6月21日ころから同年7月5日までの間に覚せい剤を摂取した可能性が高い。なお、G市はE市の西に隣接する市ではあるが、H町はG市の西端、F町はE市の東端にあり、両者は離れている。

以上の事実につき報告を受けたSは、乙の供述は乙自身の尿鑑定の結果が陽性であることも踏まえると信用でき、また甲側の違法収集証拠の主張との関係で有利であると考えて、甲の第2回公判期日において、公訴事実について、b「被告人は、乙と共謀の上法定の除外事由がないのに、平成29年6月22日A県G市H町の乙方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を吸引し、もって使用したものである。」という訴因に変更する請求をした。これに対し、甲の弁護人は、下線部aの訴因から下線部bの訴因への変更は刑事訴訟法312条1項に反するものであるし、既に公判前整理

手続を経ているのに訴因変更の請求をすることは、公判前整理手続を無意味にするものであって許されないとの意見を述べている。

〔設問1〕

下線部 a は訴因の記載として適法であるか否かを論じなさい。

〔設問2〕

下線部 b の訴因変更請求は許されるか否かを、甲の弁護人の意見を踏まえつつ論じなさい。なお、訴因の特定には問題がないことを前提とする。

(参考条文) 覚せい剤取締法

第1条 この法律は、覚せい剤位の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚せい剤及び覚せい剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とする。

第19条 左の各号に掲げる場合の外は、何人も、覚せい剤を使用してはならない。

(以下略)

第41条の3 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

一 第19条(使用の禁止)の規定に違反した者